

○農林水産省令第四十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

農林水産大臣 江藤 拓

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表二(第九条関係)

地域	植物	備考(対象とする 検疫有害 動植物)
一 (略)	(略)	(略)
二 (略)	かんきつ類(付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。)、アキー、アセロラ、アボカド、いちじく、いちじくぐわ、イルペンギア・ガボネンシス、いんどめてんぐ、うどんげのき、おらんだいちご、オリーブ、カシューナッツ、がじゆまる、きゆうり、きんきじゆ、グリコスミス・ペンタフィラ、くるつぐ、コルデイラ・ピシナータ、ごれんし、コロシントウリ(付表第六十六に掲げるものを除く。)、ざくろ、サラカやし、サントール、すいか、スクレロカリア・ピレア、せいようかぼちや(付表第六十七に掲げるものを除く。)、たいへいようぐるみ、テトラクトミア・マジユス、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、トマト、トリファシア・トリフォリア、なし、なつめやし、なんようざくら、に	(略)

改正前

別表二(第九条関係)

地域	植物	備考(対象とする 検疫有害 動植物)
一 (略)	(略)	(略)
二 (略)	かんきつ類(付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。)、アキー、アセロラ、アボカド、いちじく、いちじくぐわ、イルペンギア・ガボネンシス、いんどめてんぐ、うどんげのき、おらんだいちご、オリーブ、カシューナッツ、がじゆまる、きゆうり、きんきじゆ、グリコスミス・ペンタフィラ、くるつぐ、コルデイラ・ピシナータ、ごれんし、コロシントウリ(付表第六十六に掲げるものを除く。)、ざくろ、サラカやし、サントール、すいか、スクレロカリア・ピレア、せいようかぼちや(付表第六十七に掲げるものを除く。)、たいへいようぐるみ、テトラクトミア・マジユス、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、トマト、トリファシア・トリフォリア、なし、なつめやし、なんようざくら、に	(略)

がうり、ねぐるもも、ねじれふさまめ  
のき、バツカウレア・ラケモサ、バツ  
カウレア・ラミフロラ、パイヤ（付  
表第一、第十一及び第十二に掲げるも  
のを除く。四の項において同じ。）、  
パラミグニア・アンダマニカ、びわ、  
びんろうじゆ、フィクス・エリゴドン  
、フィクス・グロッセラリオイデス、  
フィクス・コンカティアン、ぶどう（  
付表第三十二及び第五十四に掲げるも  
のを除く。）、ペボかぼちや（付表第  
六十八に掲げるものを除く。）、もも  
たまな、やまもも、ゆうがお（付表第  
六十九に掲げるものを除く。）、らん  
ばい、ランブータン、りゆうがん、り  
んご、れいし（付表第十三、第十四及  
び第七十一に掲げるものを除く。）、  
わんび、あかたねのき属植物、かき属  
植物、カリッサ属植物、ぐみ属植物、  
コーヒーノキ属植物、さくら属植物、  
とうがらし属植物、とけいそう属植物  
、なす属植物、なつめ属植物（付表第  
六十三に掲げるものを除く。）、にん  
めんし属植物、ばんじろう属植物、ば  
んのき属植物、ばんれいし属植物、ヒ  
ロセウス属植物（付表第五十二及び  
第五十五に掲げるものを除く。四の項  
において同じ。）、ふくぎ属植物（付  
表第四十に掲げるものを除く。）、ふ  
ともも属植物、マンゴウ属植物（付表  
第十五から第十七まで、第三十六、第

がうり、ねぐるもも、ねじれふさまめ  
のき、バツカウレア・ラケモサ、バツ  
カウレア・ラミフロラ、パイヤ（付  
表第一、第十一及び第十二に掲げるも  
のを除く。四の項において同じ。）、  
パラミグニア・アンダマニカ、びわ、  
びんろうじゆ、フィクス・エリゴドン  
、フィクス・グロッセラリオイデス、  
フィクス・コンカティアン、ぶどう（  
付表第三十二及び第五十四に掲げるも  
のを除く。）、ペボかぼちや（付表第  
六十八に掲げるものを除く。）、もも  
たまな、やまもも、ゆうがお（付表第  
六十九に掲げるものを除く。）、らん  
ばい、ランブータン、りゆうがん、り  
んご、れいし（付表第十三及び第十四  
に掲げるものを除く。）、わんび、あ  
かたねのき属植物、かき属植物、カリ  
ッサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノ  
キ属植物、さくら属植物、とうがらし  
属植物、とけいそう属植物、なす属植  
物、なつめ属植物（付表第六十三に掲  
げるものを除く。）、にんめんし属植  
物、ばんじろう属植物、ばんのき属植  
物、ばんれいし属植物、ヒロセウス  
属植物（付表第五十二及び第五十五に  
掲げるものを除く。四の項において同  
じ。）、ふくぎ属植物（付表第四十に  
掲げるものを除く。）、ふともも属植  
物、マンゴウ属植物（付表第十五から  
第十七まで、第三十六、第四十八、第

三〇十七 (略)		(略)	四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。四の項において同じ。)、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、ロリニア属植物及びあかつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実	(略)	
----------	--	-----	---	-----	--

付表  
一〇七十 (略)  
七十一 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるティ  
エウ種のれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合して  
いるもの

三〇十七 (略)		(略)	五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。四の項において同じ。)、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、ロリニア属植物及びあかつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実	(略)	
----------	--	-----	--	-----	--

付表  
一〇七十 (新設) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。